

討 論

2012年10月3日

森脇久紀

私は、日本共産党県議団を代表し、議案2件、請願1件、陳情17件について、委員長報告の通り決することに反対し、また先程上程された発議のうち4件に反対し、その主なものについて理由を述べます。

まず、議第76号「岡山県条例の一部を改正する条例」ですが、医師又は医業を目的とする法人が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車で、知事の承認したものに係る自動車税の税率の特例措置を廃止しようとするものです。多いときは700台を超えていた対象車両が、本年度は339台となっており、対象車両が減少していることが制度廃止の主な理由とお聞きしました。一方、「古くからの制度だが、制度自体あまり知られていないのではないか」という声もありました。わずかな減税措置ですが、医師の少ない中山間地での医療活動の支援等、役立つ面もあるのではないかと考え制度廃止に反対するものであります。

次に、議第92号「国民健康保険調整交付金の一部を改正する条例」ですが、国民健康保険法の一部改正により、都道府県調整交付金の総額が算定対象額の100分の7に相当する額から100分の9に相当する額に引き上げられたことにより、1号交付金および2号交付金の総額をそれぞれ改めようとするものです。

そもそも今年度の国民健康保険法一部「改正」は、小泉内閣時代に計画された国保の「広域化」をさらにすすめることが目的で、「広域化」につながる都道府県財政調整交付金の割合を引き上げる一方で、上げなければならないはずの国庫負担割合はまた引き下げられました。これでは国保加入者の負担がさらに増えるなど、国保の危機はさらに深まることは目に見えています。「広域化」計画を中止し、真に国民の命と健康を守る医療とはどうあるべきかという視点にたった改革を求める立場から、本議案には反対するものであります。

つづいて、委員長報告で「不採択」とされた請願および陳情の主なものについて、採択を求める立場から、反対の理由をのべます。

まず、陳情第55号から58号までの、オスプレイの配備撤回、米軍機の低空飛行訓練中止等を国に求める陳情です。一昨日、日米両政府は、世界一危険な普天間基地へ、世界一危険なオスプレイの配備を強行しました。国民の半数以上が安全性を懸念し、とくに沖縄では、県議会も全会一致で「オスプレイ配備に反対する決議」を採択するなど、県をあげて配備反対の意志を示しています。

山口県での試験飛行では「市街地上空は飛ばない」と言っていたにもかかわらず、その2日後、下関市の市街地上空を飛行し、住民を恐怖にさらしました。住宅密集地にある普天間

基地で、市街地を避けて飛ぶことなど不可能です。にもかかわらず、国民の声にいっさい耳を傾けず、米国いいなりで、「安全性を確認した」といって配備を強行した政府の姿勢は厳しく問われなければなりません。

そもそもオスプレイは、殴り込み部隊である海兵隊を、これまで以上に大量・迅速に配備するためのものであり、日本の防衛にはなんら関係ない輸送機です。沖縄はもちろん、全国各地にひろがる配備反対、低空飛行訓練反対のたたかいへの連帯の思いも込めて、一連の陳情は採択すべきであることを主張いたします。

次に、陳情第17号、こころの健康を守り推進する基本法制定を国に求める陳情についてです。毎年3万人以上がみずから命を絶ち、国民の40人に1人以上が精神疾患で受診している現状を「国民のこころの健康の危機」として、精神科の医師、当事者や家族の方々が、国に対して、「こころの健康の推進」を重要施策と位置づけてとりくむことを求めています。国会では、「地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願」が採択されましたが、72万筆の署名をあつめ、全国311の地方議会で意見書が採択された「こころの健康を守り推進する基本法の制定に関する請願」は、審査未了となってしまいました。2013年には精神保健福祉法の改正が計画されており、「こころの健康推進」のとりくみは、引き続き重要な課題であることは変わりません。いまからでも採択すべきだと考えるものです。

次に、請願第15号、少人数学級の推進などを求める請願です。子どもと教育の危機が切実になるなか、子どもたちにふさわしい学校をどうつくるのかが問われています。その条件の1つは、教員が教育者として誇りとよろこびをもって仕事にとりくめているかどうかです。そのため、OECD諸国で下位に位置する貧弱な教育予算を増やすこと、正規の教員を計画的に増やし「多忙化」を解消し、ゆとりをもって子どもたちと接する状況をつくり、教員の意欲を引きだし、教員の力も伸ばせるような環境をつくることが求められていると思います。

条件の2つめは、教育の主役は子どもであり、子どもたちが大切にされていると実感できる教育がおこなわれているかどうかです。教育基本法に言う「人格の完成をめざす」とは、成長期にある子どもたちに、知識と体力、情操を、子どもの発達に即して身につけさせ、子どもたちが次の時代を自らの力で創造できる人間として育てていくことを助けるものだと思います。そのため、過度な競争、序列化に頼った「学力観」を見直し、教員と子ども、子ども同士の血の通った信頼関係を築くこと、子ども自身のとりくみを尊重することなどが求められていると思います。本来学校とは、豊かな学びと子どもたちの成長を保障する場なのに、そうなり得ていないということが最大の問題です。少人数学級は、今のべたような条件を整えるうえで大きな成果をもたらすことは間違いありません。子どもの立場に立った教育への前進のためにも、本請願の採択を求めます。

最後に、領土問題に関する発議案について反対の立場でその理由を述べます。

まず、尖閣諸島に関わる問題ですが、尖閣諸島は歴史的にも国際的にも日本に領有権があることは明確で、日清戦争時に奪ったという中国の主張には道理はありません。一方、日本

政府は、「領土問題は存在しない」という態度をとり続け、そのことが結局、中国との話し合いを持つことができない自縄自縛になっています。日本共産党の志位委員長は先般、政府に対し、「領土問題の存在を認め、外交交渉で解決を」と提言をおこないました。また、中国大使館にも、「暴力的な対応はやめ、冷静で理性的な外交交渉によって解決を」と申し入れたところ、応対された大使は「外交交渉による解決という点では考えは近い」と述べられました。したがって「領土問題は存在しない」ことを前提にした、自民党県議団提案の発議案、民主県民クラブ提案の発議案、ともに反対を表明するものです。

李明博韓国大統領の言動に関わる問題ですが、イ・ミョンバク大統領が竹島に上陸した行動は許されるものではありません。また天皇に対する発言は、「今の天皇には憲法上、政治的権能をもっていませんので、その天皇に植民地支配の謝罪を求めるというのは筋違い」だと考えています。竹島は、歴史的にも、国際的にも日本に領有を主張する根拠があります。しかし、日本が竹島を島根県に編入した時期は、韓国を植民地化していく時期と重なっている点を考えれば、この問題を解決するには、韓国併合への反省も含めて、冷静に話し合うことが不可欠です。この問題も、物理的な対応でなく、外交交渉での解決を求める立場から、自民党県議団提案の発議案、民主県民クラブ提案の発議案、ともに反対を表明するものです。